

後期高齢者医療制度のお知らせ 令和7年度はみなさまに資格確認書をお届けします

問 住民課 医療年金係 ☎58-3702

資格確認書とは、被保険者証(保険証)の代わりとしてお使いいただけるものです。令和6年12月2日以降は、後期高齢者医療被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。今回は「資格確認書」を、後期高齢者医療制度に加入している人全員に、マイナ保険証の有無に関わらずお送りします。マイナ保険証での受付が難しい場合は、「資格確認書」で、これまで通りの医療を受けることができます。

- ◆ **資格確認書を8月1日に更新します**
毎年8月1日に世帯の負担割合などを判定するため、現在、資格確認書をお持ちの人にも、新しい資格確認書を、7月中旬に簡易書留郵便で発送します。
- ◆ **資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です**
お送りする資格確認書は、有効期限の令和8年7月31日までお使いいただけます。

限度区分の確認方法について

今までは、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(以下、「限度額証」)を別途発行していましたが、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されて以降、役場で申請いただいた人については、**資格確認書に併記することになりました。**

- ◆ **申請手続きなど**
 - **すでに限度額証をお持ちの人**…資格確認書更新時に令和7年8月以降も対象となる場合には、新しい資格確認書に併記しますので、**申請は不要です。**
 - **これまでに限度額証をお持ちでない人**…窓口で交付申請が必要です。資格確認書と本人確認ができるものをお持ちください。
 - **マイナ保険証で受診する場合は、医療機関などにマイナ保険証を提示する際に「限度額情報の表示」に同意すれば、医療機関など窓口での限度額を超える支払いが免除されますので、事前の申請は不要となります。**

後期高齢者医療資格確認書		有効期限	令和8年7月31日
被保険者番号	01234567	性別	男
氏名	広域 太郎	生年月日	昭和24年12月19日
資格取得年月日	令和6年12月19日	交付年月日	令和7年8月1日
負担割合・発効期日	1割	令和6年12月19日	
限度区分・発効期日	区分A	令和7年3月1日	
特定疾病区分・発効期日	区分A	令和7年3月1日	
保険者番号	3 9 2 5 2 0 1 0	被保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合
住所	大津市京町4丁目3番28号		
氏名	コウイキ タロウ		
被保険者番号	01234567		
一部負担割合	1割		
有効期限	令和8年7月31日		

※うすだいだい色になります。

令和7年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の人に、令和7年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬にお届けします。

- ◆ **保険料の計算のもとになるのは**
令和7年度の保険料は、**令和6年中の所得**にもとづいて計算されます。
- ◆ **保険料の支払方法は**
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくこととなります。

竜王町国民健康保険に加入されている人へ 資格情報のお知らせまたは資格確認書をお届けします

問 住民課 医療年金係 ☎58-3702

保険証の廃止に伴って、今回からマイナ保険証の登録状況に応じた書類を7月中旬にお届けします。

- ◆ **マイナ保険証をお持ちの人**→「**資格情報のお知らせ**」をお届けします。
- ◆ **マイナ保険証をお持ちでない人**→「**資格確認書**」をお届けします。



資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ	
交付者名: ○○市	保険者番号: 67123456
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできませんのでご注意ください。	
記号	△△△
番号	N--(010)-N (枝番) XX
氏名	あいうえおかきくけこさしすせそたちつとに
フリガナ	アイウエオカキケコサシスセソタチツトニ
高齢受給者 負担割合・発効期日	2割・令和6年12月2日
高齢受給者 有効期限	令和元年5月1日
適用開始年月日	令和元年5月1日
交付年月日	令和元年5月1日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することができます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

※資格を喪失された場合は無効となりますので、ご自身で放棄をお願いします。

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。**
- **資格情報のお知らせが届いた人は、マイナ保険証で医療機関などを受診してください。**
- **資格情報のお知らせのみでは受診などはできませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。**

資格情報について記載されています。ご確認ください。

資格確認書

滋賀県国民健康保険資格確認書	有効期限 令和8年7月31日
	発効期日 令和7年8月1日
記号 滋竜	番号 00001234 (枝番) 03
氏名	国保 三郎
生年月日	昭和〇年〇月〇日
性別	男
適用開始年月日	令和7年4月1日
交付年月日	令和7年8月1日
世帯主氏名	国保 太郎
住所	滋賀県蒲生郡竜王町大字□□〇〇番地
被保険者番号	2 5 0 6 5 4
交付者名	竜王町

- **マイナンバーカードをお持ちでない人、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない人に、申請によらず交付されます。**
- **資格確認書を医療機関などの窓口で提示することで、これまでどおり受診などができます。**

前期高齢者の人については、こちらに負担割合が記載されます。



マイナ保険証をお持ちの人とお持ちでない人が属する世帯については、別の封筒で通知が届きますので、ご注意ください。